

就学援助費事務処理要領

牧之原市教育委員会

第1 概要

1 主旨

この制度は、「学校教育法(昭和22年法律第26号)(以下、「学校教育法」という。)第19条に掲げる就学援助の主旨に沿って、学齢児童生徒の保護者に対して必要な援助を行う制度である。「学校教育法」第19条には「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定されている。すなわち、保護者がその子女に義務教育を受けさせるための経費が経済的理由で負担できず、就学困難と認められる場合に、市町村が必要な援助をするという主旨である。

国は、本制度に対して「就学困難な児童生徒にかかる就学奨励について国の援助に関する法律(昭和31年法律第40号)」「学校給食法(昭和29年法律第160号)」及び「学校保健安全法(昭和33年法律第56号。以下、「学校保健安全法」という。)」により、補助基準並びに範囲等を定め、すべての学齢児童生徒が等しく円滑なる義務教育を享受できるよう配慮している。

2 援助対象者

牧之原市に居住し、且つ公立の小中学校に在籍している児童生徒の保護者で次のいずれかに該当する者。

(1) 「生活保護法(昭和25年法律第114号。以下、「生活保護法」という。)」第6条第2項の規定による要保護者

ただし、要保護者のうち「生活保護法」第13条の規定による教育扶助を受けている者は、修学旅行費及び「学校保健安全法」に定める学校病に係る医療費のみ対象となる。

(2) 「生活保護法(昭和25年法律第114号。以下、「生活保護法」という。)」第6条第2項の規定による要保護者に準ずる程度に困窮しているため就学困難と認定した準要保護者

準要保護の認定は教育委員会で行うが、牧之原市では次に示す基準とする。ただし、校長等の意見を参考にして、教育委員会が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

① 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

ア「生活保護法」に基づく保護の停止または廃止

イ「地方税法(昭和25年法律第226号。以下、「地方税法」という。)」第295条第1項に基づく市町村民税の非課税

ウ「地方税法」第323条に基づく市町村民税の減免

エ「地方税法」第72条の62に基づく個人の事業税の減免

オ「地方税法」第367条に基づく固定資産税の減免

カ「国民年金法（昭和34年法律第141号）」第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の減免

キ「地方税法」第717条に基づく保険料の減免または徴収の猶予
ク「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）」第4条に基づく児童扶養手当の支給

ケ 社会福祉協議会福祉資金による貸付

② ①以外の者で世帯の収入額が需要額(毎年度通知される就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額)の1.5倍未満で、かつ生活状態が悪いと認められる者

3 支給対象となる費目、支給額及び支給時期

要保護及び準要保護者として認定された者に対し、申請の時期により次に掲げる費目の全部又は一部を、援助する。なお、支給額の限度額において、「国の基準に準ずる」とある費目については、毎年度通知される要保護児童生徒援助費補助金の額と同額とする。

費目	支給対象者	内容	限度額
学用品費	小・中全学年 (準要保護)	児童生徒の所持に係る物品で、通常学校における各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品	国の基準に準ずる
通学用品費	1学年を除く小・中全学年 (準要保護。ただし、年度途中の認定の場合は1学年も対象とする)	児童生徒が、通学のため通常必要とする通学用品	国の基準に準ずる
新入学児童生徒学用品費	4月が認定月となった小・中 新1年生 (準要保護)	小学校又は中学校へ入学するにあたって通常必要とする学用品及び通学用品	国の基準に準ずる
修学旅行費	小6・中3年 (要保護・準要保護)	修学旅行に必要な経費(小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回に限る。ただし、転校により再度参加する場合は再度支給)	国の基準に準ずる
宿泊を伴わない校外活動費	小・中全学年 (準要保護)	学校行事として行われる宿泊を伴わない校外活動に必要な経費	国の基準に準ずる

宿泊を伴う校外活動費	小・中全学年 (準要保護)	学校行事として行われる宿泊を伴う校外活動に必要な経費(学年を通じて年1回のみ)	国の基準に準ずる								
学校給食費	小・中全学年 (準要保護)	学校給食に必要な全材料費	実費								
医療費	小・中全学年 (要保護・準要保護)	伝染性又は学習に支障の生ずるおそれのある疾病で、学校保健安全法施行令第8条に規定する疾病の治療に要した費用	実費								
通学費	小・中全学年 (準要保護)	交通機関を利用して通学する者の交通費(ただし、特別支援学級に通う者に限る)	実費								
支払予定時期	<table border="0"> <tr> <td>新入学学用品費</td> <td>6月</td> </tr> <tr> <td>1学期分</td> <td>7月</td> </tr> <tr> <td>2学期分</td> <td>12月</td> </tr> <tr> <td>3学期分</td> <td>3月</td> </tr> </table>			新入学学用品費	6月	1学期分	7月	2学期分	12月	3学期分	3月
新入学学用品費	6月										
1学期分	7月										
2学期分	12月										
3学期分	3月										

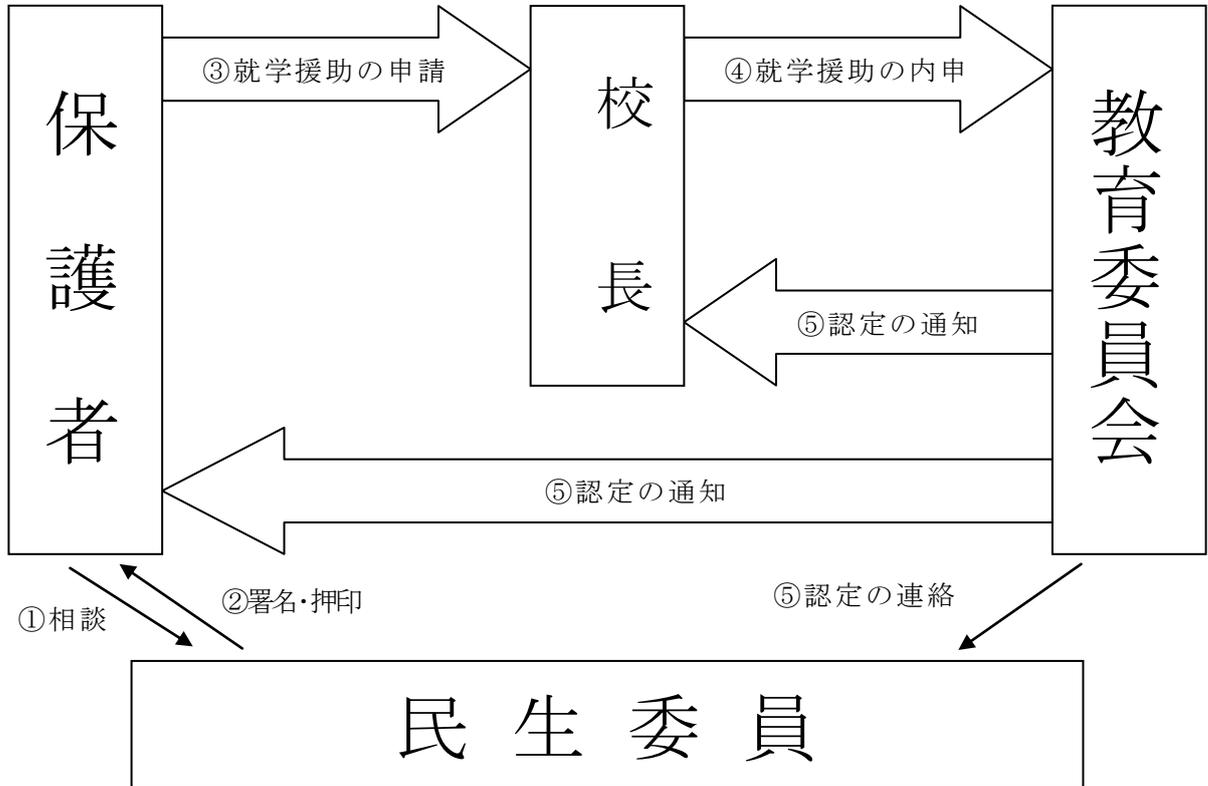
4 要保護及び準要保護者への配慮

就学援助制度は、支給される援助費（現金）をその児童のための教育費に充てるというものである。この制度によって経済的な問題は解決するが、児童生徒が内面に卑屈感を抱くようではこの制度の主旨に反することとなる。

学校の教職員は、これらの児童生徒に劣等感や卑屈感を与えることのないよう配慮する必要がある。

第2 申請及び認定

1 概要



2 周知徹底

教育委員会においては、入学通知書等にて保護者に対し就学援助制度の周知徹底を図っているところであるが、現場である学校においてもその周知徹底は重要な事務の一つとなる。

校長及び事務担当者は、職員会議等の際に教職員に対してこの制度の周知を図らなくてはならない。各教職員は、家庭訪問、授業参観等の際に保護者に対して同じくこの制度を周知させると同時にその対象者の発見に努めなければならない。

3 申請手続き

就学援助費の交付を受けようとする児童生徒の保護者は、要保護及び準要保護児童生徒に係る就学援助費申込書（様式第4号。以下、「就学援助申込書」という。）に必要事項を記入し、また、民生委員と面談の上、民生委員署名欄に署名・押印をしてもらい、指定された期間内に校長に提出をしなければならない。

なお、学年途中において、転入学、災害等により援助を必要とする者については、その都度申請を行うものとする。

4 教育委員会への内申

校長は、保護者から提出された就学援助申込書に基づき、要保護及び準要保護児童生徒に係る世帯票（様式第1号。以下、「世帯票」という。）を作成し、就学援助申込書及び「要保護及び準要保護児童生徒の認定について（内申）（様式第5号）」とともに教育委員会に提出しなければならない。（世帯票については、1名につき2部提出する。）

5 認定

(1) 認定

教育委員会は、前項の認定に係る内申があった時には直ちにその認定事務に取りかかり、認定基準に該当するか否かを福祉担当課等の協力を得て決定する。認定日は申請書の提出日とする。ただし、5月末までに申請のあった小・中新1年生については、入学の日を認定日とする。

(2) 認定の通知

教育委員会は、前項の認定事務が終了したら、速やかに当該世帯票の1部を校長に送付して、その認否の結果を通知するとともに、1部を認定台帳として教育委員会に保管しなければならない。

また、要保護及び準要保護児童生徒として認定した児童生徒の保護者並びに民生委員に対しても、併せて通知をするものとする。

(3) 就学援助支給計画通知書

教育委員会は、認定事務が終了したら、就学援助対象者に対して当該年度に支給する予定金額を支給費毎に記入した支給計画通知書（様式第2号）を、校長あてに通知しなければならない。

第3 支給手続き

1 就学援助費の支給

校長は就学援助費の支給手続きを行い、教育委員会から支給を受けた際には、保護者に対して、速やかに支給しなければならない。

なお、これに先立ち就学援助の認定を受けた保護者は、就学援助費に係る請求ならびに受領に関する権限を就学援助費に係る委任状（様式第6号）によって校長に委任するものとする。

校長から保護者に対して、就学援助費を口座振込により支給する場合、校長は、就学援助費に係る口座振込依頼書（様式第7号）を保護者に提出させなければならない。ただし、前年度より継続して援助費の支給を受けている保護者については、この限りではない。

また、就学援助費個人支給明細書（様式第3号）を備え付け、支給

完了後は速やかに教育委員会へ提出し、その確認を受けることとする。

2 学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費

学用品費、通学用品費については限度額を3回に分けて支給する。ただし、年度途中で認定になった場合、または、途中で認定を取り消しになった場合は、限度額を日割り計算により支給する。

新入学児童生徒学用品費については、年度当初に認定となった小、中学校1年生の保護者にのみ支給する。

3 修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴う、宿泊を伴わない)、学校給食費

修学旅行費、校外活動費、学校給食費はその実績に基づき、支給するものとする。よって、校長は、当該児童生徒が認定日以降に修学旅行、各種校外活動を行った場合、各実績報告書(様式第8号、様式第9号)により、指定された期間内に教育委員会へ報告する。また、学校給食費についても、返金を伴う欠食があった場合、就学援助費に係る学校給食費欠食報告書(様式第10号)により、指定された期間内に教育委員会へ報告しなければならない。

4 医療費

校長は、学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に規定する疾病にかかっている児童生徒について就学援助費に係る医療券交付申請書(様式第11号)により教育委員会へ報告する。教育委員会は交付申請を受け、医療券を交付する。

校長は、医療券を保護者へ交付し、治療を受けるように指導する。

治療完了後、校長は、保護者又は医療機関から医療券の請求書を受け取り、教育委員会に送付する。

5 通学費

準要保護児童生徒に認定され、特別支援学級に通級する児童生徒が交通機関で通学する場合、その保護者は通学費の支給を受けることができる。

ただし、この場合、保護者は指定された期間内に、定期券の写し等を学校を経由して、教育委員会に提出しなければならない。

第4 庶務

1 異動

保護者は、転出・転居・保護者の変更等、年度途中で異動があった場合、要保護及び準要保護児童生徒に係る異動報告書(様式第12号)により校長を経由して、速やかに教育委員会へ報告しなければならない。

2 認定の取消し等

教育委員会は、認定を受けた保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すものとする。

- (1) 第1の2に規定する保護者の要件に該当しなくなったとき
- (2) 第4の1の規定に違反したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により援助費の支給を受けたとき
- (4) (1)～(3)に定めるもののほか教育委員会が必要と認めるとき

教育委員会は、上記の理由により認定を取り消したときは、その旨を保護者に通知するとともに、併せて校長及び民生委員にも通知するものとする。

3 書類の保管と保存期間

就学援助制度は単年度毎で事業は終了するので、特別な場合を除き、書類の保管も単年度でまとめる。但し、世帯票については継続使用する。

また、この制度に関する個人情報については、保管場所に特に注意を払わなければならない。

各種書類の保存期間は、この制度の基本になる世帯票については最低10年間は保存し、それ以外の書類についても、最低5年間は保存しなければならない。また、過去2年間ぐらいの書類は、いつでも取り出せるようにしておくことが望ましい。

附 則

この要領は、平成17年10月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年2月24日から施行し、平成18年2月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年5月25日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成22年度就学援助費の取扱については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成23年度就学援助費の取扱については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月1日から施行する。ただし、支給額については平成26年4月1日から適用する。